

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

Ⅲ-1

中期目標	中期計画
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</p> <p>また、組織形態の見直しについては、「独立行政法人整理合理化計画」に基づく検討結果を踏まえ、適切な措置を講ずること。</p>	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>中期目標期間においても、引き続き、効率的な業務運営を行うため、以下のような取組により、機動的な組織運営を図り、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>(1)機動的・効率的な組織運営</p> <p>政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に対応した業務の重点化、スリム化に即した組織の整備を行う。</p> <p>特にニュータウン事業等の経過措置業務は業務の縮小に伴い組織体制の縮小を図る。</p> <p>(2)内部統制の適切な運用</p> <p>内部統制を一層強化させる観点から、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、内部統制の体制の拡充及び適切な運用を図る。</p> <p>(3)管理会計の活用による経営管理の向上</p> <p>経営情報をより適時適切に把握する等、機</p>

中期目標	中期計画
	<p>構の経営管理・活動管理の強化を図るため、管理会計を活用する。</p> <p>(4)組織形態の見直し</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態の検討結果を受けて、適切に対応する。</p>

中期目標期間における取組

➤ 業務運営の効率化

(1) 機動的・効率的な組織運営

政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るとともに、業務の重点化、スリム化に即した組織の整備を実施した。また、東日本大震災の復興支援に対応する組織を設置し、対応した。

○部門別業務執行体制への見直しの実施

- ・経営管理機能の強化及び業務の効率化のため、財務とガバナンスの単位として賃貸住宅部門、都市再生部門及びニュータウン部門の部門別業務執行体制へ見直しを実施するとともに、部門別に執行責任者を置き、業務及び財務管理の責任を明確化した。(H23)
- ・都市再生部門 (H23)、ニュータウン部門 (H25) においては、プロジェクトマネージャー制を導入し、各プロジェクト管理を徹底することで、責任と権限を明確化するとともに経営管理機能を強化した。

○業務の重点化、スリム化に即した組織の整備

- ・介護・高齢者・子育てに関する分野に係る支援業務や経営全体のバリューアップを検討・実施するため、ウェルフェア業務を担当する組織を設置した。(H22)
また、中長期的経営戦略やストック活用、ウェルフェア業務を推進する体制を整備した。(H24、H25)
- ・個々の団地の特性や市場動向に迅速かつ弾力的な対応を可能とし、賃貸住宅の価値及び収益性の一層の向上を図るため、各支社等において、団地単位で経営を戦略的に企画・立案・実行する団地マネージャーを設置した。(H22)
- ・団地、エリア単位の経営管理機能を向上させるため、現地組織である住宅管理セ

Ⅲ-1 業務運営の効率化

ンターの一部をエリア経営センターに改編した。(H25)

- ・ニュータウン部門について、業務の収束に向けて、本社・支社等の組織のスリム化を図り、段階的に事業執行に係る体制を縮小した。(H21～H25)
- ・ニュータウンの販売体制について、用途別（住宅用地、施設用地）に販売する体制から、広域営業及びエリア営業が連携して販売する体制に改編し、営業力を強化した。(H25)
- ・実施する事業の採算性の確保や事業中止の判断等のリスク管理を徹底するために本社において部門毎の投資管理の強化等を実施した。さらに、経営・投資管理機能等の強化を図った。(H22、H23)
- ・法務体制の強化のために本社に法務室を設置し、各部門の法務体制との連携を強化した。(H23)
- ・首都圏域における本社・支社等の契約等業務の一部を集約化し、合理化を図った。(H25)

○東日本大震災の復興支援に対応する組織の設置

- ・東日本大震災の復興支援に対応するため、本社に震災復興支援室を設置した。(H23)
- ・現地において必要なことを迅速に判断でき、柔軟かつ機動的な業務運営を可能にするため、宮城県仙台市及び岩手県盛岡市に震災復興支援局を設置した。(H24)
- ・また、現地支援体制をより強化するため、各現地に復興支援事務所を設置した。(H25)

(2) 内部統制の適切な運用

- 経営責任を負う理事長の下に置かれる各理事について、株式会社方式のガバナンスを導入するために取締役を参考として、担当分野の業務を効率的に執行し、最小のコストで最大の成果が得られるよう権限と執行責任を明確化しており、機構の重要な意思決定においては、全役員で構成される理事会で審議されている。
- 法人の長のマネジメントとして、理事長自らが、重要事項の審議や報告を行うための会議等において、役員や幹部職員と意識を共有しながら機構のミッションについて直接指示や方針を伝えてきたほか、年頭挨拶、機構ホームページ及びイントラネット上の掲示等により、役職員に周知徹底し、共有化を図っている。さらに、政策実施機関であるという特性を踏まえつつ、事業ごとのリスクを意識しながら、リスクマネジメントに取り組んでいる。
- 内部統制の維持・推進については、平成 20 年度に内部統制の推進を担当するチームを設置し、必要に応じて現状を把握した上で役員に報告してきた。また、当該チームが中心となって、独立行政法人に求められる内部統制の検討状況を踏まえつつ、全社的な内部統制の更なる充実を目指し、基本方針の策定等、内部統制の充実・強化を行っている。

また、コンプライアンスに関しては、理事長を委員長とするコンプライアンス委員

Ⅲ-1 業務運営の効率化

会において、実施計画の策定、実践状況の点検を行う等、実効性のあるコンプライアンス推進体制を確保している。また、個別の事業についても、事業監理を専掌するチーム及び各部門において執行状況を把握し、重要事項については役員による審議を行ったほか、第三者から構成される事業評価監視委員会で審議を行っている。

- 監事監査において、コーポレートガバナンスの強化、リスクマネジメントの実施、コンプライアンスの強化等について監査があり、監査終了後に関係役員へ担当箇所ごとの改善点等について報告があったほか、全役員に対しても機構全体に共通する改善点等についての報告があり、その対応策について意見交換を行った上で、監事監査報告書がまとめられ報告されている。
- その他にも、
 - ・ 役職員のコンプライアンス意識向上のため、外部講師による講演会を実施するとともに、自律的コンプライアンスの実践に向け、各本部等において、機構内外の具体事例等を用いたディスカッションにより、問題の「気づき」及び予防に向けた行動ができるよう、研修を実施した。
 - ・ 資産の処分については、理事長等の承認を得て再編計画等を策定し、不要となるものについて、理事等の承認を得て処分等を行った。
 - ・ 財務諸表については、独立行政法人通則法に基づき、会計監査人による監査（外部監査）を適切に受け、監査の結果、財務諸表等はすべての点に適正に表示され、法令に適合しているとの意見が監査報告書にて表された。といった取組を行った。

（３）管理会計の活用による経営管理の向上

機構の経営管理・活動管理を強化し管理会計の充実を図るため、部門別の執行管理を強化することとし、平成 23 年度に部門別の経営管理制度を導入した。

当該制度においては、部門別業務執行体制の下、経営管理システムを活用し経営情報をより適時適切に把握する等、業務運営の一層の効率化を図ることにより、部門別の経営管理の向上に取り組んだ。

（４）組織形態の見直し

国における独立行政法人の見直しに係る検討状況に留意しつつ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」（平成 23 年 7 月 1 日国土交通省公表）等について、継続的に取り組んだ。

また、平成 25 年 12 月 18 日に独立行政法人改革等に関する分科会第 4 ワーキンググループから報告された「独立行政法人都市再生機構の改革について」及びその後に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に沿って、財務構造の健全化、民業補完の徹底に向けた見直しに係る検討を行った。

次期中期目標期間における見通し

引き続き効率的な業務運営を行うため、機動的な組織運営に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応し、継続的に事務・事業のあり方についての点検を行い、機動的に見直しを行う。

Ⅲ-2-(1)

中期目標	中期計画
<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1)事業リスクの管理</p> <p>機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理、及びその精度向上に努めるとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。</p>	<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1)事業リスクの管理</p> <p>機構が参画することにより、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生のための事業を推進させる際には、的確な事業リスクの把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の取組を徹底する。</p> <p>① 新規事業の着手に当たっては、機構が負うこととなる事業リスクについて、事業期間、地価、工事費、金利等の変動リスクを十分に踏まえた経営計画等を策定の上で、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、事業を実施中のすべての地区において、毎年、定期的な事業リスクの管理を行うことと併せて、土地取得・事業計画策定・工事着工・土地譲渡等の事業の各段階に応じて、採算見通し、事業リスクを定量的に把握することとし、適宜、その精度の向上を図るために事業リスクの管理手法等の見直しを行う。必要に応じて事業の見直しを行い、特に不採算事業については、徹底的な見直しを行う。</p>

中期目標期間における取組

➤ **事業リスクの管理**

1 新規事業着手段階の事業リスク管理

新規事業着手段階のすべての地区の経営計画等の策定に際して、個別事業毎に平成 20 年度に見直した「全量チェック」方式により事業リスクの抽出を行い、事業リスクへの対

策を行った。

事業中に発生する可能性のあるリスクの抽出とその軽減・分担方策の検討、正味現在価値の算出等を踏まえた経営計画を策定し、事業着手の可否について判断を行った。

2 事業実施段階における事業リスク管理

事業実施段階のすべての地区において、事業リスク管理手法に基づき、地区別執行管理計画等を作成し事業リスクの定期的管理を行った。これを踏まえて必要に応じて、適宜事業の見直しを実施した。不採算事業については、区域縮小等の抜本的な事業見直しを実施した。

① 事業執行管理の状況

事業の進捗に伴い生ずる、経営計画等策定時点からの各種事業リスクの状況変化と、これに伴う事業の経営見通しの変動状況をモニタリングした。

これを踏まえて事業リスクの最小化に取り組み、必要に応じて経営計画等の変更（販売用地の規模・処分方法の見直し、仕様・グレードの見直し等）を行うことにより、個別地区の採算性の向上を図った。

② 機構全体の事業採算性の把握

定期的管理を通じて、事業実施段階の地区における経営見通しの変動状況を全体的に把握することにより、機構全体における事業実施段階の地区の経営見通しを把握した。

3 事業リスクの軽減措置

事業資産の販売先の早期確定や関係者との適切な役割分担等により、機構が負うこととなる事業リスクの軽減やリスク分担の措置を検討・実施した。

次期中期目標期間における見直し

事業リスクの管理については、引き続き、事業リスク管理手法に基づいて、的確に実施するとともに、事業リスクの適切な軽減、分担を図るよう取り組む。併せて、事業リスク管理手法については、その内容等について適宜点検し、必要に応じて見直す。

Ⅲ-2-1(2)

中期目標	中期計画
<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(2)事業評価の実施</p> <p>事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価を実施すること。</p>	<p>2 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(2)事業評価の実施</p> <p>個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、引き続き、機構独自の実施要領等に基づき、対象となる事業毎に事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定める。</p> <p>また、再評価及び事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとし、審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これを公表する。</p>

中期目標期間における取組

中期目標期間中、新規採択時評価 19 件、再評価 94 件、事後評価 12 件を実施した。

なお、再評価及び事後評価については、学識経験者等により構成される事業評価監視委員会を計 18 回開催し、対象事業の対応方針案などについて審議を行った。このうち、再評価については、事業中止 6 件、計画見直し又は変更の上事業継続 5 件の対応方針を決定した。

また、事業評価結果については、機構の情報公開窓口、ホームページへの掲載等により公表した。

III-2 適切な事業リスクの管理等

	新規採択時 評価	再評価		事後評価	
		うち事業中止	うち見直継続等		
平 21 年度	7 件	23 件	0 件	1 件	2 件
平 22 年度	8 件	28 件	3 件	0 件	2 件
平 23 年度	1 件	24 件	2 件	0 件	3 件
平 24 年度	2 件	14 件	0 件	3 件	3 件
平 25 年度	1 件	5 件	1 件	1 件	2 件

※「見直継続等」：「計画を見直した上で事業継続」及び「計画を変更し、事業継続」

次期中期目標期間における見通し

引き続き、機構独自の実施要領等に基づいて、新規、事業中及び事後の実施段階に応じて、対象となる事業毎に評価を行うなど、個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。なお、都市再生事業の再評価の実施に当たっては、引き続き、都市再生事業実施基準の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間事業者との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行い、その再評価結果については、新規採択時評価と同程度の評価内容をホームページに公表する。

III-3

中期目標	中期計画
<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、第一期中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）を比較して 20% 以上削減すること。</p> <p>また、事業費（公租公課、敷金保証金払戻金を除く。）について、第一期中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）を比較して 20%以上削減すること。</p>	<p>3 一般管理費・事業費の効率化</p> <p>業務運営全体の効率化を図ることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、第一期中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）を比較して 20%以上削減する。</p> <p>また、事業費（公租公課、敷金保証金払戻金を除く。）について、第一期中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 25 年度）を比較して 20%以上削減する。</p>

中期目標期間における取組

➤ 一般管理費・事業費の効率化

1 一般管理費の削減

一般管理費については、業務運営全体の効率化を図るとともに、日常的な経費の一層の節減に全社的に取り組み、また、宿舍の廃止による維持管理費の削減等の取組を着実に推進することにより、平成 20 年度（第一期中期目標期間の最終年度）と比較し、平成 25 年度（中期目標期間の最終年度）の予算において 20.1%の削減を行い、当該予算の範囲内において適正に実行した。

2 事業費の削減

事業費については、事業コストの縮減、賃貸住宅管理コストの削減及び不採算事業の見直し等、効率的な執行に努めることにより、平成 20 年度（第一期中期目標期間の最終年度）と比較し、平成 25 年度（中期目標期間の最終年度）の予算において 27.9%の削減を行い、当該予算の範囲内において適正に実行した。

Ⅲ-3 一般管理費・事業費の効率化

【図表Ⅲ-3-1】一般管理費・事業費の削減

(単位:億円)

	平成20年度	平成25年度	増減 (%)	中期計画 (%)
一般管理費	105	84	▲20.1	▲20
事業費(※)	7,842	5,656	▲27.9	▲20

(※) 平成25年度における復興支援に係る事業費1,115億円は外数。

次期中期目標期間における見通し

一般管理費については、真に必要な経費については適切に確保する一方、効率的・効果的な執行を行い、経営合理化によるコスト削減を図る。

また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行によるコスト改善を図る。

Ⅲ-4

中期目標	中期計画
<p>4 総合的なコスト構造の改善</p> <p>事業コストの縮減については、平成 20 年度に策定した「都市機構事業コスト構造改善プログラム」に基づき総合的なコストの縮減を行い、与えられた条件の下でコストの最小化とサービスの最大化を図るよう努めること。</p>	<p>4 総合的なコスト構造の改善</p> <p>平成 20 年度に策定した「都市機構事業コスト構造改善プログラム」に基づき、具体的な施策を着実に推進し、中期目標期間中の平成 24 年度において、平成 19 年度と比較して 15%の総合コスト改善率を達成する。</p>

中期目標期間における取組

➤ **総合的なコスト構造の改善**

「都市機構事業コスト構造改善プログラム」については、平成 24 年度における「総合コスト改善率」15%達成（対平成 19 年度比）を目標として実施してきた。

以下のような取組を行った結果、平成 24 年度の総合コスト改善率は 15.2%となり、目標を達成した。

また、平成 25 年度についても、同様の取組を行い、総合的なコスト構造の改善を推進した。

① 事業のスピードアップ

「周辺基盤整備完了前の土地の早期販売」など

② 計画・設計・施工の最適化

「大規模発注方式」（大括り化による発注方式）など

③ 維持管理の最適化

「長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善」など

④ 調達最適化

「枠組み協定型一括入札方式」、「設計・施工一括発注方式」、「資材価格調査（臨時調査）」など

次期中期目標期間における見通し

「都市機構事業コスト構造改善プログラム」について、国の動向を踏まえ新たなプログラム等を策定し、具体的な施策を着実に推進するとともに、入札等に当たっては応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。

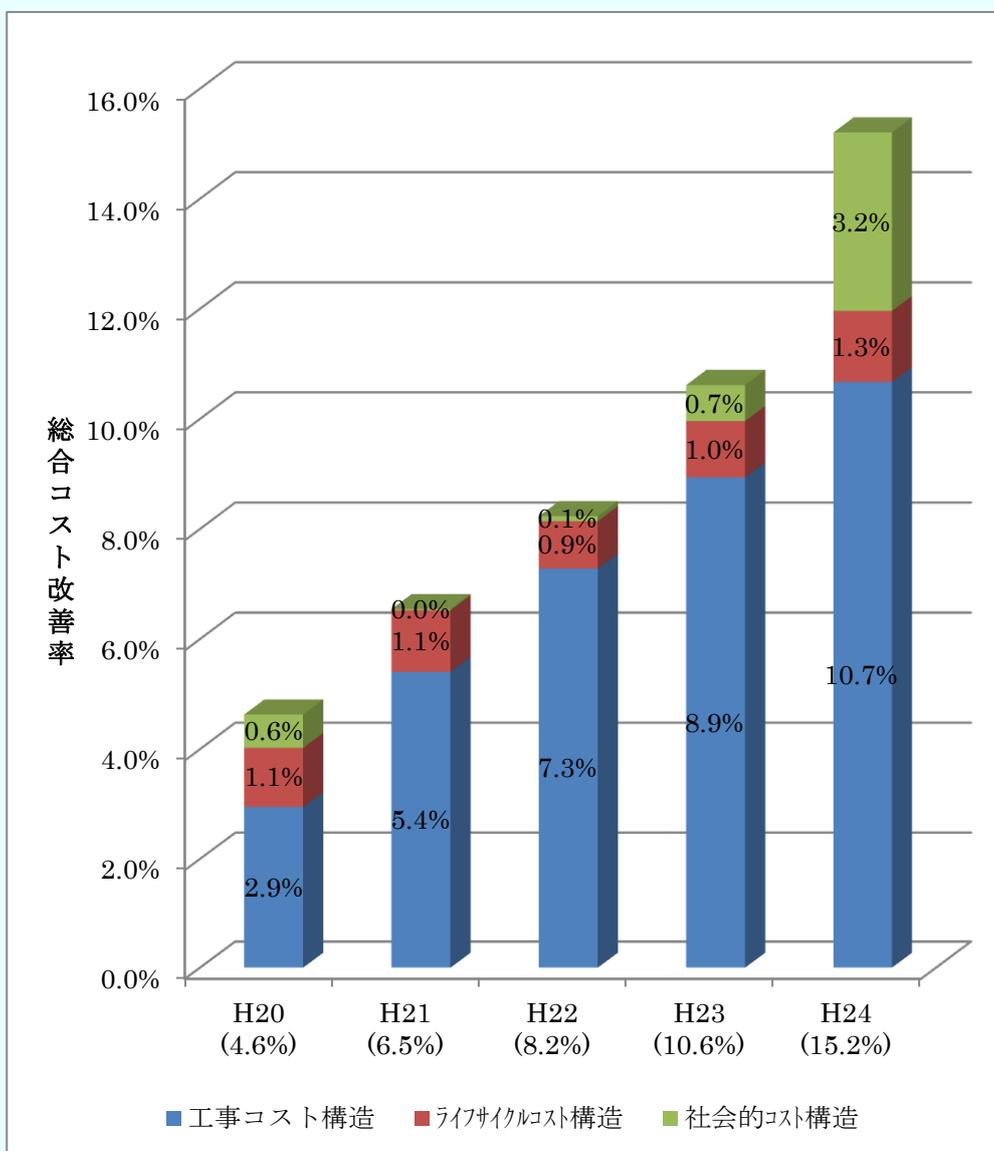
入札等に当たっては、応札者の価格低減余地を引き出す運用を拡大し、外部調達コストの一層の削減に取り組む。

賃貸住宅事業については、仕様の精査や発注方法を見直すこと等による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行う。

総合コスト改善率の推移と内訳について

総合的なコスト構造の改善については、平成20年度に策定した「都市機構コスト構造改善プログラム」により、平成24年度において平成19年度を基準として15%の総合コスト改善率を達成することを目標として取り組んできたもの。

総合コスト改善率については、①工事コスト構造の改善（発注方法の工夫等）、②ライフサイクルコスト構造の改善（将来の維持管理費の縮減）、③社会的コスト構造の改善（事業便益の早期発現等）から構成されており、平成20～24年度までの内訳は下図のとおりである。



Ⅲ-5

中期目標	中期計画
<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>公共工事の発注者としての責務を踏まえ、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等をより一層推進するとともに、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、取組状況を公表すること。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進するとともに、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況をホームページで公表する。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>

中期目標期間における取組

➤ **入札及び契約の適正化の推進**

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等をより一層推進するために、以下の取組を行った。

1 随意契約等見直し計画の策定と当該計画に基づく随意契約見直しの取組

- ・平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において、随意契約によることが真にやむを得ないもの及び一般競争入札等への移行に時間を要するものを除き、一般競争入札等への移行を図ることとしており、平成20年度からその取組を実施してきた。
- ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受け、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を組織し、競争性のない随意契約や一般競争入札等で1者応札等となった契約についての点検結果を踏まえ、平成22年6月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」において競争性のない随意契約を継続するとしていたものについて更なる見直しを行うとともに、平成25年度までかかるとしていた競争性のある契約への移行を平成22年度中に前倒しすることとした。
- ・新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、取組を行った結果、平成22年度においては、真にやむを得ない随意契約を除き、全ての契約について競争入札への移行を完了した。
- ・競争性のない随意契約については、平成20年度（「随意契約等見直し計画」策定時）866億円（30.6%）あったものを、中期目標期間最終年度である平成25年度において

Ⅲ-5 入札及び契約の適正化の推進

は142億円（3.2%）まで削減した。

【図表Ⅲ-5-1】

（単位：件、億円）

		平成 20 年度 契約実績		平成 25 年度 契約実績		新たな随意契約 等見直し計画	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
競争性のある 契約	件数	4,519	72.0%	4,524	87.7%	5,635	89.8%
	金額	1,965	69.4%	4,366	96.8%	2,695	95.2%
競争入札	件数	3,291	52.4%	3,840	74.5%	4,627	73.7%
	金額	1,746	61.6%	2,988	66.3%	2,586	91.3%
企画競争、 公募等	件数	1,228	19.6%	684	13.3%	1,008	16.1%
	金額	220	7.8%	1,378	30.6%	109	3.8%
競争性のない 随意契約	件数	1,757	28.0%	633	12.3%	641	10.2%
	金額	866	30.6%	142	3.2%	137	4.8%
全 契 約	件数	6,276	100.0%	5,157	100.0%	6,276	100.0%
	金額	2,832	100.0%	4,508	100.0%	2,832	100.0%

2 契約監視委員会における審議の取組み

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）において、すべての独立行政法人に対して、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」において、点検、見直しを行うこととされたことから、平成 21 年 12 月 17 日に契約監視委員会を設置した。

当委員会において競争性のない随意契約や一般競争入札等で 1 者応札等となった契約についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、その取組を実施している。

【図表Ⅲ-5-2】

開催	審議事項
第1回～第7回 (H22.1.19～H22.3.25)	・ 随意契約見直しに係る個別審議等
第8回 (H22.10.1)	・ 少額契約の見直しについて
第9回～第10回 (H23.9.21～H23.10.13)	・ 平成22年度における1者応札案件に係る個別審議等
第11回～第12回 (H24.4.24～H24.5.22)	・ 平成23年度における2回連続1者応札案件に係る個別審議等
第13回 (H24.8.6)	・ 公益法人に対する支出の見直し、点検に係る審議
第14回～第20回 (H24.9.20～H26.2.21)	①2回連続1者応札案件に係る個別審議 ②公益法人に対する支出の見直し、点検に係る審議(年1回) ③前回1者応札であったものが、関係法人のみの応札となった契約案件に係る個別審議 ④発注前の事前確認(2回連続1者応札等となった契約案件) ⑤新たに随意契約を締結する案件に係る個別審議 ⑥1者応札につきこれ以上改善の余地が無い案件に係る個別審議

3 再公募の実施

機構が実施する契約について、より一層の競争化を図る観点から、前年度に関係法人が随意契約又は1者応札・1者応募で契約した案件が、引き続き1者応札・1者応募となった場合には、再公募を実施する取組みを平成22年8月より実施しているが、平成23年10月より、再公募となる対象を更に拡大し、関係法人による1者応札・1者応募となった契約については、全て再公募を実施することとした。

(再公募実施件数)

平成22年度：32件(再公募の結果、複数応札となった契約件数3件)

平成23年度：64件(再公募の結果、複数応札となった契約件数15件)

平成24年度：519件(再公募の結果、複数応札となった契約件数38件)

平成25年度：178件(再公募の結果、複数応札となった契約件数43件)

4 機構と一定の関係を有する法人との契約に関する情報開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、機構と一定の関係を有する法人(※)が契約相手方となった場合においては、当該契約に係る情報の他、機構から当該法人への再就職に係る状況及び機構と当該法人と

Ⅲ-5 入札及び契約の適正化の推進

の間の取引に係る状況について、平成23年7月より機構ホームページに公表することとした。

(※一定の関係を有する法人：総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引額が3分の1以上の法人で、機構の役員経験者が再就職している又は機構の課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職している法人)

5 機構と公益法人との契約に関する情報開示

「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日付行政改革実行本部決定）に基づき、機構から公益法人に対する支出について、当該契約に係る情報の他、公益法人に係る情報（公益法人の区分等）について、平成24年8月より機構ホームページに公表することとした。

6 暴力団排除に係る取組

平成24年1月に警察庁と「独立行政法人都市再生機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を交換し、発注工事等からの暴力団関係業者の排除に係る取扱を定めた。当該定めに基づき、暴力団関係者に係る情報を適切に把握し、競争参加者、契約相手方、下請業者等からの暴力団排除の徹底を図るとともに、排除対象者を機構ホームページで公表することとした。

7 入札監視委員会の機能拡充に係る対応

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を受け、入札監視委員会において、1者応札・1者応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行うとともに、このほかの契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図ることとした。

また、入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるような体制を構築した。

次期中期目標期間における見通し

引き続き、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底を図る。

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の

Ⅲ-5 入札及び契約の適正化の推進

適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、その取組状況をホームページで公表する。

更に、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、当該行為の防止対策について引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することで、防止対策の徹底を図る。

また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。

Ⅲ-6

中期目標	中期計画
<p>6 業務・システム最適化の実現</p> <p>「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき平成 19 年度に策定した「業務・システム最適化計画」を実施し、主要な業務・システムの最適化を図ること。</p> <p>業務・システム最適化の実施に当たっては、業務運営の効率化・合理化を図るため、必要なシステム基盤の見直しを実施すること。</p>	<p>6 業務・システム最適化の実現</p> <p>「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき平成 19 年度に策定した「業務・システム最適化計画」を実施し、機構の主要な業務・システムの最適化を図る。</p> <p>これまで、昭和 40 年代に構築したシステムを基盤として、これに改良を加えてシステムを運営してきたが、業務・システム最適化を契機として、より一層の業務運営の効率化・合理化を図るため、必要なシステム基盤を抜本的に見直すこととする。</p> <p>また、業務・システム最適化計画におけるシステムの見直しと連携を図った業務プロセス改善の取組により、機構全体の経営管理の向上を図る。</p>

中期目標期間における取組

➤ **業務・システム最適化の実現**

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき、平成 19 年度末に策定した業務・システム最適化計画に沿って、経理業務については汎用パッケージソフトウェアの活用によるシステム基盤の見直しを含むシステム開発を実施し、入居・退去管理等業務、団地維持・活用業務及び宅地管理等業務については、業務の効率化・合理化及び顧客サービスの向上を目的とするシステム改修を実施した。

これにより対象システムの最適化計画を達成した。

最適化計画の主な実施内容

平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間に於いて、最適化計画に基づく以下の事項を実現し、主要な業務・システムの最適化を達成した。

Ⅲ-6 業務・システムの最適化の実現

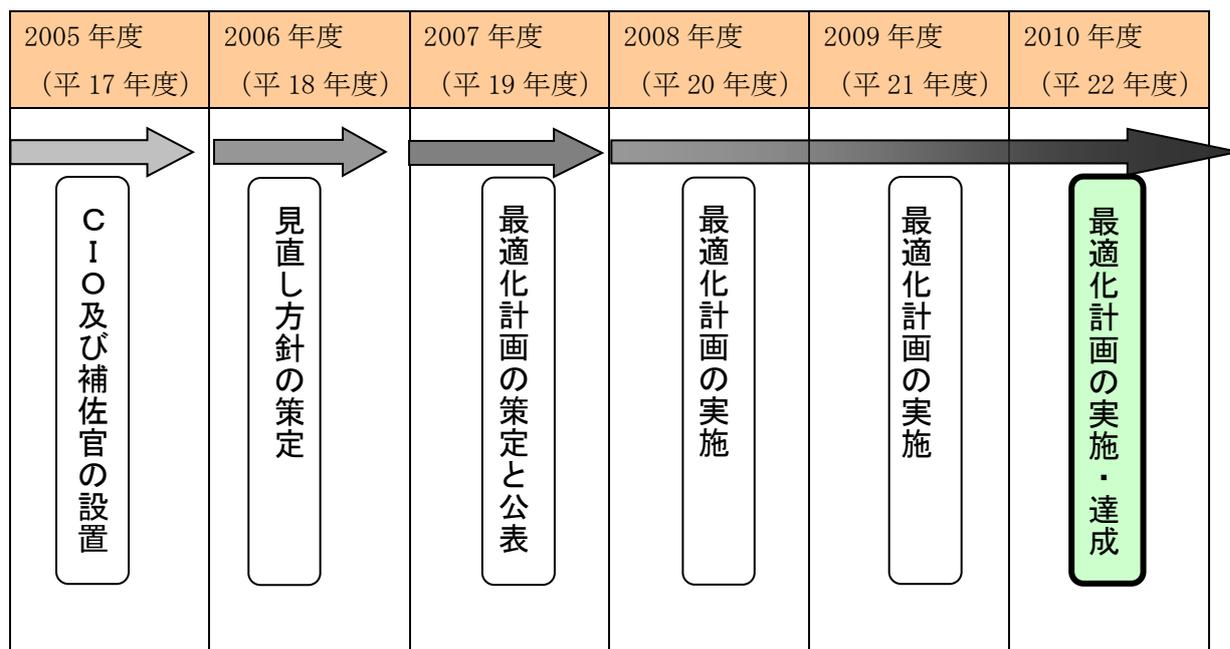
【図表Ⅲ-6-1】最適化計画の主な実施内容

		経理業務	入居・退去管理 等業務	団地維持・活 用業務	宅地管理等業 務
1	経営情 報の充 実	ERP パッケージ*を活用し、システム基盤の再構築を行うとともに、情報管理の一元管理を図り、経営管理に必要な情報を、必要なタイミングで提供できる業務プロセス・情報システムを構築する。	—	—	—
2	業務の 効率 化・合理 化	類似機能の統廃合を行い、データの二重入力やデータ間の照合事務などの手作業の事務負担を軽減する。また他の業務システムが保有するデータとの連携強化を図り、重複のない簡素な業務プロセスを実現する。	自動化可能な業務のシステム化やシステム管理する情報を拡大することにより、業務の効率化・合理化を図るとともに、顧客サービスの向上を図る。 ・空き住戸データ等の収集・集計機能の拡充 ・修繕等履歴データの管理項目の拡充 ・新経理システムへのデータ連携機能追加		事業収束の方向性を踏まえ、大規模な投資を行わずに、業務の効率化、顧客サービスの向上を図る。 ・譲受人等の住所先情報の出力機能の拡充 ・新経理連携機能追加
3	顧客サ ービス の向上	—			
4	システ ム経費 の削減	オープンシステム移行に伴う専用端末廃止、保守費用の削減及び紙帳票出力の一部廃止により、システム経費の削減を図る。	調達方法の変更や、機器構成の見直しにより、システム経費の削減を図る。		

*ERP (Enterprise Resource Planning) : 経営資源を最適に活用する観点から統合的に管理し、経営の効率化を図る手法のこと。これを実現するための統合型ソフトウェアを「ERP パッケージ」と呼ぶ。

Ⅲ-6 業務・システムの最適化の実現

【図表Ⅲ-6-2】業務・システム最適化に係るスケジュール



※ C I O (Chief Information Officer) →情報化統括責任者

次期中期目標期間における見通し

平成22年度に最適化計画を達成済みである。